

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定する。

法案概要

1 官民較差等に基づく本年度の給与水準改定関係

①俸給月額【平成26年4月から遡及適用】

- ・ 内閣総理大臣等（一般職の指定職職員に準じて改定なし）
- ・ 秘書官 一般職の一般職員に準じて引上げ(平均0.3%)

②一般職に準じて、ボーナスの支給月数を引上げ【平成26年12月支給分から実施】

- ・ 内閣総理大臣等 年間2.95月分 → 3.10月分(0.15月分)

〔 秘書官については、現行法上、一般職の職員の例によることとされている
年間3.95月分 → 4.10月分(0.15月分) 〕

2 給与制度の総合的見直し関係【平成27年4月施行】

①俸給月額

- ・ 内閣総理大臣等 一般職の指定職職員に準じて引下げ(平均▲2%)
- ・ 秘書官 一般職の一般職員に準じて引下げ(平均▲2%)

代表的な官職	改正前	改正後
内閣総理大臣	2,050,000円	2,009,000円
国務大臣、人事院総裁、会計検査院長	1,495,000円	1,465,000円
内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣等	1,434,000円	1,405,000円
内閣危機管理監、大臣政務官、公害等調整委員会委員長等	1,222,000円	1,198,000円

②地域手当

(現行法上、一般職の職員の例によることとされている)

③その他

一般職の職員に準じて、所要の経過措置を設ける

3 施行期日

公布の日(一部の規定は平成27年4月1日)